

告示第39号

廿日市市こども食堂等物価高騰対策支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月27日

廿日市市長 松本太郎

廿日市市こども食堂等物価高騰対策支援補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、食料品等の価格が高騰している社会情勢の中で、こどもを対象に食事等を提供する事業を行う個人又は団体に対し、予算の範囲内においてこども食堂等物価高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、物価高騰に伴う負担を軽減し、こども食堂等の安定的な運営の維持を図ることで、子育て世帯の負担軽減に資することを目的として、廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「こども食堂等」とは、主に18歳未満のこどもを対象としたこども食堂（無料又は低額な料金で、会食の場を設ける方法又は来場者へ弁当等を配布する方法により食事の提供を行う取組をいう。以下同じ。）又はフードパントリー（弁当若しくは食材の配布をいう。以下同じ。）をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、こども食堂等の実施に係る事業であって、次に掲げる要件をいずれも満たすもののうち、市長が認めたものとする。

- (1) 令和7年度以前から市内でこども食堂等を原則2か月に1回以上、定期的に実施していること。
- (2) 食事若しくは食材の提供に当たっては、食品事故の防止に努めるとともに、必要な衛生管理を徹底していること及び食物アレルギーを原因とした事故等の防止に努めていること。
- (3) 活動内容を事前に周知し、及び公表していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。

- (1) 政治活動、宗教活動を目的とするもの
- (2) 特定の個人又は団体の営利を目的としたもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を実施している個人又は団体であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 廿日市市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号の暴力団又は同条第3号の暴力団員等でないこと。
- (2) 過去に違法な活動歴がないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和8年4月1日から令和9年1月29日までの間に実施した補助対象事業に要する経費のうち、食材料費及び調理資材の購入費とする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費の総額又は、食事提供の際に料金を徴収した場合にあっては、当該額から徴収した当該料金の総額を控除した額とし、10万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第3条第1項の規定により、補助金の交付を受けようとする

者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、廿日市市こども食堂等物価高騰対策支援補助金交付申請書兼概算払請求書（別記様式第1号）を別に定める期限までに市長に提出しなければならない。

- (1) こども食堂等事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 活動内容が分かる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定は、廿日市市こども食堂等物価高騰対策支援補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の通知書により通知するときは、必要な条件を付すことができる。

（変更の申請等）

第9条 申請者は、規則第5条第1項の規定により補助事業の内容を変更しようとする場合は、必要な書類を添えて、廿日市市こども食堂等物価高騰対策支援補助金事業計画変更承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、申請の内容を審査し、その結果を廿日市市こども食堂等物価高騰対策支援補助金事業計画変更承認（不承認）決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

3 申請者は、申請に係る補助対象事業を中止しようとするときは、廿日市市こども食堂等物価高騰対策支援補助金事業中止届（別記様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

（軽微な変更の範囲）

第10条 規則第5条第1項第2号に規定する軽微な変更は、事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更とする。

（補助金の概算払）

第11条 この補助金は、概算払により交付するものとする。

(実績報告)

第12条 申請者は、申請に係る補助対象事業が完了したときは、市長が指定する日までに、次に掲げる書類を添えて、廿日市市こども食堂等物価高騰対策支援補助金事業実績報告書兼精算書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(1) こども食堂等事業実施状況報告書（別記様式第8号）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、廿日市市こども食堂等物価高騰対策支援補助金確定通知書（別記様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第14条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、第11条の規定により既に概算払で交付した補助金の額に超過交付額が生じた場合においては、当該申請者に対し超過交付額の返還を命じるものとし、廿日市市こども食堂等物価高騰対策支援補助金返還請求書（別記様式第10号）により通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による補助金の額を確定する場合において、第12条の規定による実績額が、第11条の規定により交付した補助金の額を超過したときも、補助金の追加交付は行わない。

(補助金交付決定の取消し等)

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) この要綱及び要綱の規定に基づく使用の指示又は命令に違反したとき。

(4) 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(5) 補助事業の遂行ができないとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当と認められる事実があったとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(帳簿等の備付け)

第17条 申請者が、規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助対象事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日までとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に補助金の交付決定を受けた者に対するこの告示の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

(別記)
様式第1号 (第7条関係)

年 月 日

廿日市市長様

団体名又は氏名

団体の場合は代表者氏名

所在地又は住所

廿日市市子ども食堂等物価高騰対策支援補助金交付申請書兼概算払請求書

廿日市市子ども食堂等物価高騰対策支援補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請し、交付が決定される場合は概算払による交付を請求します。

1 申請を行う子ども食堂等の名称

2 交付申請額兼概算払請求額

金_____円

3 添付書類

別紙のとおり

4 振込先

| | | | | | | | |
|-------|-----------|--------------------|--|--|--|----|--|
| | | 銀行・信用金庫 信用組合・農協 | | | | 支店 | |
| 種 別 | 普 通 ・ 当 座 | | | | | | |
| 口座番号 | | | | | | | |
| 口座名義人 | ふりがな | | | | | | |
| | 氏 名 | | | | | | |

※ 口座番号の分かる通帳のコピー等を添付してください。

5 誓約事項

申請にあたり、次の事項について誓約します。

| チェック | 内容 |
|------|---|
| | 廿日市市内において2箇月に1回以上定期的にこども食堂等を実施していること。 |
| | 令和7年度以前からこども食堂等を実施していること。 |
| | 保健所に衛生管理に関する相談を行うなど、必要な衛生管理を徹底している。 |
| | 窒息事故が起きないように、メニューや食事の提供の仕方について配慮するなど、食品事故の防止に努めていること。 |
| | 参加するこどもの食物アレルギーの有無を確認していること。 または、食物アレルギーについて特別の対応を行わない場合は、事前にその旨を参加者に情報提供していること。 |
| | 活動内容を事前に周知し、及び公表していること。 |
| | 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としていないこと。 |
| | 公序良俗に反していないこと。 |
| | 廿日市市暴力団排除条例第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員又は同条第3号の暴力団員等でないこと。 |
| | 過去に違法な活動歴がないこと。 |

6 交付申請責任者及び担当者

| | | | |
|---------|--|------|--|
| 交付申請責任者 | | 電話番号 | |
| 担当者 | | 電話番号 | |

※ 団体の構成員が分かる名簿等を作成していれば添付してください。

様式第2号(第7条関係)

こども食堂等事業計画書

1 団体概要(※個人で活動されるかたは記入不要です。)

| | |
|--------|--|
| 団体名 | |
| 主な活動内容 | |

2 事業概要

| | | |
|-------------------------------|-----|--------|
| こども食堂等の名称 | | |
| 食事の提供方法 (該当するものすべてに ○) | | 会食 |
| | | 弁当等の配布 |
| 事業目的・内容 | | |
| 事業開始時期 | | |
| 活動内容の周知時期・方法 | | |
| 実施頻度 | | |
| 実施場所 | 会場名 | |
| | 所在地 | (〒) |
| 利用者1人あたりの食事料金 | | |

3 実施予定

| 実施月 | 実施(予定)日 | 提供食事(予定)数 | 利用者からの徴収(予定)額(A) | 食材料費及び調理資材購入費の予定総額(B) | 差額(B-A) |
|-----|---------|-----------|------------------|-----------------------|---------|
| 4月 | | | | | |
| 5月 | | | | | |
| 6月 | | | | | |
| 7月 | | | | | |
| 8月 | | | | | |
| 9月 | | | | | |
| 10月 | | | | | |
| 11月 | | | | | |
| 12月 | | | | | |
| 1月 | | | | | |
| 合計 | — | | | | |

4 交付申請額

| | | |
|---|-------|---|
| 利用者からの徴収(予定)額 | (A) | 円 |
| 食材料費及び調理資材購入費の予定総額 | (B) | 円 |
| 交付申請額(食材料費及び調理資材購入費の総額から、利用者からの徴収額を控除した額) | (B-A) | 円 |

様式第3号（第8条関係）

（元号） 年 月 日

様

廿日市市長

廿日市市子ども食堂等物価高騰対策支援補助金交付（不交付）決定通知書

（元号） 年 月 日付けで申請のあった廿日市市子ども食堂等物価高騰対策支援補助金の交付については、次のとおり交付・不交付することに決定したので、廿日市市子ども食堂等物価高騰対策支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

- 1 子ども食堂等の名称

- 2 決定内容
交付・不交付

- 3 理由（不交付の場合）

- 4 交付決定額 金_____円

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

廿日市市長 様

団体名又は氏名

団体の場合は代表者氏名

所在地又は住所

廿日市市子ども食堂等物価高騰対策支援補助金事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた廿日市市子ども食堂等物価高騰対策支援補助金について、補助対象事業計画の内容を変更したいので、廿日市市子ども食堂等物価高騰対策支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 子ども食堂等の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由

様式第5号（第9条関係）

（元号） 年 月 日

様

廿日市市長

廿日市市子ども食堂等物価高騰対策支援補助金事業計画変更承認（不承認）
決定通知書

（元号） 年 月 日付けで申請のあった廿日市市子ども食堂等物価高騰対策支援補助金事業計画変更については、次のとおり承認・不承認することに決定したので、廿日市市子ども食堂等物価高騰対策支援補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

- 1 子ども食堂等の名称
- 2 変更内容
- 3 決定内容
承認・不承認
- 4 理由（不承認の場合）

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

廿日市市長 様

団体名又は氏名

団体の場合は代表者氏名

所在地又は住所

廿日市市子ども食堂等物価高騰対策支援補助金事業中止届

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた廿日市市子ども食堂等物価高騰対策支援補助金について、補助対象事業を中止しますので、廿日市市子ども食堂等物価高騰対策支援補助金交付要綱第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 子ども食堂等の名称
- 2 中止の理由

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

廿日市市長 様

団体名又は氏名

団体の場合は代表者氏名

所在地又は住所

廿日市市子ども食堂等物価高騰対策支援補助金事業実績報告書兼精算書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた廿日市市子ども食堂等物価高騰対策支援補助金に係る補助事業について、廿日市市子ども食堂等物価高騰対策支援補助金交付要綱第12条の規定により、別紙のとおり報告します。

また、概算払により交付された補助金については、次のとおり精算します。

1 子ども食堂等の名称

2 精算

| | | |
|-----------|-----|---|
| (1) 交付決定額 | ① | 円 |
| (2) 実績額 | ② | 円 |
| (3) 精算額 | ①－② | 円 |

様式第8号(第12条関係)

こども食堂等事業実施状況報告書

1 支援対象事業

| | |
|-----------|--|
| こども食堂等の名称 | |
|-----------|--|

2 事業実績

| 実施月 | 実施日 | 提供食事数 | 利用者からの徴収額(A) | 食材料費及び調理資材購入費の総額(B) | 差額(B-A) |
|-----|-----|-------|--------------|---------------------|---------|
| 4月 | | | | | |
| 5月 | | | | | |
| 6月 | | | | | |
| 7月 | | | | | |
| 8月 | | | | | |
| 9月 | | | | | |
| 10月 | | | | | |
| 11月 | | | | | |
| 12月 | | | | | |
| 1月 | | | | | |
| 合計 | — | | | | |

3 実績に基づく算出額

| | | |
|---|-------|-------|
| 交付決定額 | | 円・・・C |
| 利用者からの徴収額 | (A) | 円・・・A |
| 食材料費及び調理資材購入費の総額 | (B) | 円・・・B |
| 実績額（食材料費及び調理資材購入費の総額から、利用者からの徴収額を控除した額） | (B-A) | 円・・・D |
| 精算額 | (C-D) | 円 |

※ 提供した食事及び実施状況が確認できる写真（3枚程度）を添付してください。

※ 当該補助金に係る食材及び調理資材購入時のレシートなど金額の確認ができるものについては、事業完了後5年間は保存してください。

様式第9号（第13条関係）

（元号） 年 月 日

様

廿日市市長

廿日市市子ども食堂等物価高騰対策支援補助金確定通知書

（元号） 年 月 日付け 第 号で交付決定した廿日市市子ども食堂等物価高騰対策支援補助金については、 年 月 日付け廿日市市子ども食堂等物価高騰対策支援補助金事業実績報告書に基づき、次のとおり確定します。

- 1 子ども食堂等の名称

- 2 交付決定額 金_____円

- 3 確定額 金_____円

様式第10号 (第14条関係)

(元号) 年 月 日

様

廿日市市長

廿日市市子ども食堂等物価高騰対策支援補助金返還請求書

(元号) 年 月 日付け 第 号で交付確定し、超過交付額が生じた廿日市市子ども食堂等物価高騰対策支援補助金については、廿日市市子ども食堂等物価高騰対策支援補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり返還を請求します。

1 子ども食堂等の名称

2 返還額

| | | |
|-----------|-----|---|
| (1) 交付決定額 | ① | 円 |
| (2) 確定額 | ② | 円 |
| (3) 返還額 | ①-② | 円 |

3 返還期日 (元号) 年 月 日まで